

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：令和2年11月15日（日）

議 題：香川県三豊市の家きんにおける鳥インフルエンザ
の疑似患畜の発生について

令和2年11月5日

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

関係府省庁連絡会議(局長級)資料

1	香川県における 高病原性鳥インフルエンザの発生事例について	・・・	1
2	総理指示	・・・	4
3	対応方針	・・・	5
4	防疫措置状況	・・・	6
5	輸出への影響	・・・	8
	【参考】 高病原性鳥インフルエンザとは	・・・	9

令和2年11月15日

農林水産省

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について①

(1)国内1例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約32万羽

②周辺農場 : 3km圏内 26戸・189万羽 、 3km-10km圏内 89戸・273万羽 、 合計 115戸・462万羽

③発生経緯

- ・11月4日(水)、約2千羽の鶏が死亡したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日18時00分、簡易検査陽性と判明。
- ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、5日(木)6時00分に疑似患畜と確定。

(2)国内2例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県東かがわ市の養鶏場(採卵鶏)、約4.6万羽

②周辺農場 : 3km圏内 3戸・16万羽 、 3km-10km圏内 9戸・51万羽 、 合計 12戸・67万羽

③発生経緯

- ・11月7日(土)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時30分、簡易検査陽性と判明。
- ・動物衛生研究部門がPCR検査を実施し、国による確認の結果、8日(日)9時00分に疑似患畜と確定。

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について②

(3)国内3例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.1万羽

②周辺農場 : 3km圏内 31戸・141万羽 、 3km-10km圏内 75戸・292万羽 、 合計 106戸・433万羽

③発生経緯

・11月10日(火)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日16時00分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、11日(水)4時00分に疑似患畜と確定。

(4)国内4例目の概要

①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(肉用種鶏)、約1.1万羽

②周辺農場 : 3km圏内 20戸・134万羽 、 3km-10km圏内 92戸・294万羽 、 合計 112戸・428万羽

③発生経緯

・11月12日(木)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時00分、簡易検査陽性と判明。

・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、13日(金)3時40分に疑似患畜と確定。

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について③

(5)国内5例目の概要

- ①場所・飼養規模 : 香川県三豊市(みとよし)の養鶏場(採卵鶏)、約7.9万羽
- ②周辺農場 : 3km圏内 18戸・161万羽 、 3km-10km圏内 96戸・286万羽 、 合計 114戸・447万羽
- ③発生経緯
 - ・11月14日(土)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、香川県家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日14時00分、簡易検査陽性と判明。
 - ・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、15日(日)3時00分に疑似患畜と確定。

2 総理指示 (令和2年11月5日(木)6時57分)

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、
予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、
農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、
徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

3 対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 葉梨副大臣を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。(国内1例目発生時)
- 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、大臣官房審議官(消費・安全局)を本部長とする農林水産省現地対策本部を設置し、香川県と緊密な連携を図り、防疫措置の徹底及び農場間の疫学関連の分析等を行う。(11月15日(日)5時00分現地対策本部設置)
- 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 「疫学調査チーム」の派遣。
- 全都道府県に対し、飼養衛生管理の強化の再徹底(①早期発見及び早期通報の徹底、②防鳥ネット設置・車両出入りの厳重管理、③農場消毒の再徹底)を改めて通知。
- 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 防疫措置の進捗状況①

(1) 主な進捗状況

	場所	飼養羽数	発生日	殺処分	埋却	消毒
①	香川県 三豊市	317,201羽	11月5日(木) 6時00分	11月8日(日) 23時34分終了	11月11日(水) 17時00分終了	11月15日(日) 終了予定
②	香川県 東かがわ市	46,259羽	11月8日(日) 9時00分	11月9日(月) 5時50分終了	11月10日(火) 18時50分終了	11月12日(木) 14時00分終了
③	香川県 三豊市	10,587羽	11月11日(水) 4時00分	11月11日(水) 22時50分終了	11月16日(月)以降 終了予定	11月16日(月)以降 終了予定
④	香川県 三豊市	10,334羽	11月13日(金) 3時40分	11月13日(金) 15時00分終了	11月16日(月)以降 終了予定	11月16日(月)以降 終了予定
⑤	香川県 三豊市	79,412羽	11月15日(日) 3時00分	11月15日(日) 5時00分開始	殺処分終了後実施	殺処分終了後実施

※11月15日(日)13時00分時点(県庁からの聞き取り)

防衛省・自衛隊による殺処分等への御協力があり、迅速に防疫措置を遂行。

4 防疫措置の進捗状況②

(2) 車両消毒ポイント

香川県内：12箇所設置 徳島県：6箇所設置

(3) 防疫作業への支援

①作業員動員状況

単位：人

	自衛隊	農林水産省				他都道府県
		動物検疫所	動物医薬品 検査所	農政局	家畜改良 センター	
延べ人数	2,094	47	9	359	16	63

②資材供給状況

県の要請に応じ、動物検疫所、(独)家畜改良センター、他の都道府県から、防護服、ゴーグル、手袋、マスク、フレコンバッグ、医療用廃棄物容器等の資材を県に供給済み。

5 輸出への影響

(1) 輸出一時停止の経緯

11月5日、香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、同日から、日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止。

(2) 輸出再開に向けた協議

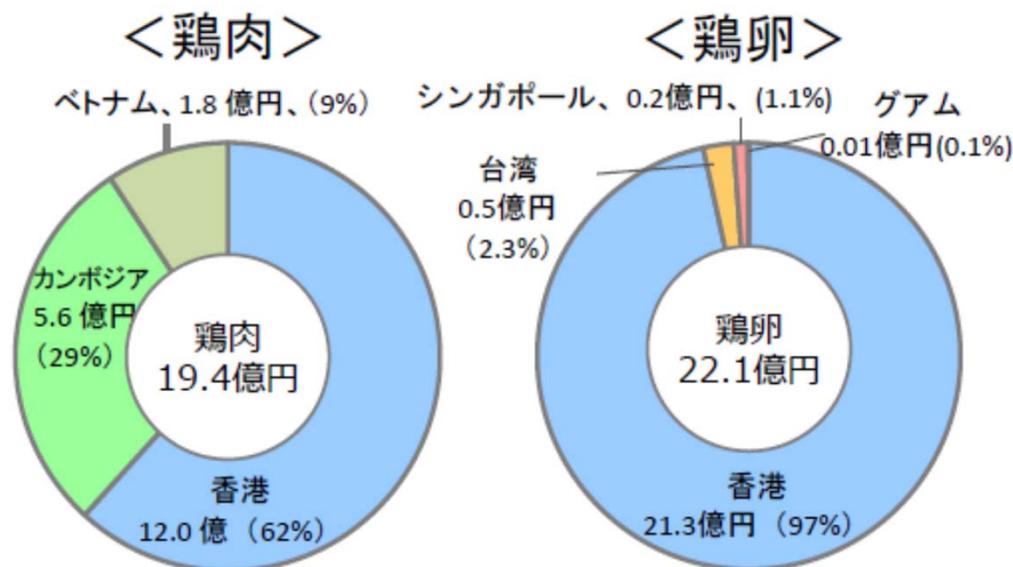
11月5日に輸出相手国当局に対し、輸出再開に向けたレターを発出済み。地域主義(※)の適用等を活用した早期の輸出再開を目指す。

※地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

(3) 協議状況

- ①香港 : 11月6日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉及び卵の輸出を再開。
- ②ベトナム : 11月12日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉の輸出を再開。
- ③シンガポール : 11月9日、香川県以外で生産及び処理された家きん肉及び卵の輸出を再開。
- ④米国 : 11月11日、香川県以外で生産及び処理され、かつ香川県を經由していない家きん卵の輸出を再開。
- ※カンボジア : 日本国内で流通している家きん肉・肉製品のカンボジアへの輸入が認められており、今般の発生後、カンボジア当局にも一報の上、輸出を継続。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2019年)について】



【参考】 高病原性鳥インフルエンザとは



元気消失

(1) 原因(病原体)

OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

震え、起立不能、斜頸などの神経症状、沈鬱、食欲消失、急激な産卵低下・停止、顔の腫れ、トサカ・脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

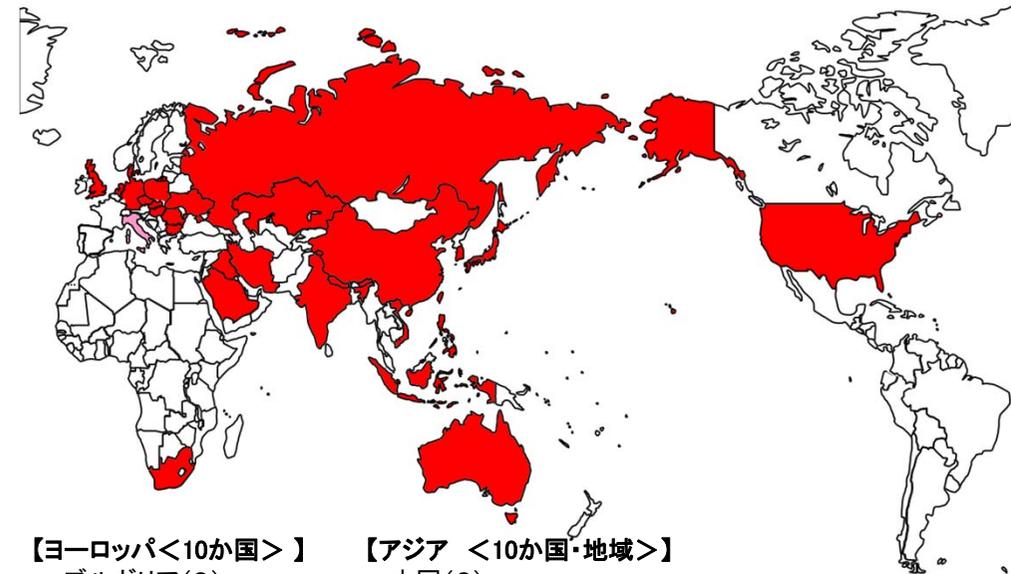
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症:海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29年度(平成30年1月)に発生。これまでは11月下旬以降に発生していたが、令和2年度は11月上旬に発生。

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(令和2年11月現在)



【ヨーロッパ<10か国>】

ブルガリア(9)
チェコ(2)
ドイツ(3)
ハンガリー(273)
ポーランド(31)
ルーマニア(2)
ロシア(55)
スロバキア(4)
ウクライナ(1)
オランダ

【アジア <10か国・地域>】

中国(2)
台湾(67)
インド(7)
イラク(1)
イスラエル(3)
カザフスタン(10)
フィリピン(3)
サウジアラビア(1)
ベトナム(63)
日本(3)

【オセアニア<1か国>】

オーストラリア(3)

【アフリカ<1か国>】

南アフリカ共和国(3)

【北米<1か国>】

米国(1)

※ 10月の韓国の事例は、野鳥の糞便からの検出であるため、OIE掲載情報ではない。

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、
今後変更される可能性があります。

香川県三豊市における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

令和2年11月15日
防 衛 省

概要	<p>○ 11月14日(土)、香川県三豊(みとよ)市に所在する養鶏場(約7.9万羽)において鳥インフルエンザの疑いが発生し、検査の結果、15日(日)、鳥インフルエンザ陽性が確定。</p> <p>○ 同日0445、香川県知事から陸上自衛隊第14旅団長(善通寺駐屯地)に対し、鶏の殺処分等に係る災害派遣を要請。</p> <p>○ 同日0700より、第15即応機動連隊(善通寺)を基幹とする対処部隊が殺処分等を開始。</p> <p>※ 11月5日(木)以降、香川県においては5例目、そのうち自衛隊への災害派遣要請は3例目。</p>
活動部隊	○ 陸上自衛隊第15即応機動連隊(善通寺)等
活動態勢	○ 約750名(約100名の対処隊を5個編成し、ローテーションにより24時間態勢で対応) ※後方支援要員を含む
活動内容	○ 養鶏場内における鶏の殺処分等

香川県における自衛隊の災害派遣活動状況



【参考1】鳥インフルエンザに係る災害派遣における主な活動地域(平成28年以降)

- ・北海道(清水町)
- ・新潟県(上越市、関川村)
- ・岐阜県(山県市)
- ・佐賀県(江北町)
- ・宮城県(栗原市)
- ・千葉県(旭市)
- ・香川県(さぬき市、三豊市、東かがわ市)
- ・熊本県(南関町)
- ・宮崎県(川南町、木城町)

【参考2】前回の鳥インフルエンザに係る災害派遣活動の様子



令和2年11月15日

家きんにおける こうびょうげんせい 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
に係る環境省の対応について

環 境 省

香川県三豊市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県等と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 13日の近隣での発生（家きん国内4例目）を受けて、野鳥での感染状況の把握等を目的とした緊急調査を実施しているところであり、今回の家きん国内5例目に関しては範囲が重なっているため、引き続き監視を強化することで対応。

※参考：香川県三豊市、東かがわ市における家きんでの発生を受けての対応

	確認日	場所	緊急調査	野鳥監視重点区域の 設定日
1	11月5日	香川県三豊市	11月6日～8日	11月5日
2	11月8日	香川県東かがわ市	11月9日～11日	11月8日
3	11月11日	香川県三豊市	11月12日～14日	11月11日
4	11月13日	香川県三豊市	11月14日～16日	11月13日

<野鳥等における取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、10月～翌年4月にかけて全国の渡来地で野鳥の糞便を採集するとともに、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況に関する調査を実施（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは現時点で、野鳥糞便において北海道、鹿児島県でそれぞれ1例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（それぞれH5N8亜型、H5亜型）、が確認されている。

	場所	検体	検出日
1	北海道紋別市	野鳥糞便※1	10月30日
2	鹿児島県出水市	環境試料※2 (水)	11月13日

※1 北海道大学が研究目的で独自に行っている調査で採取されたもの

※2 鹿児島大学で実施した検査のために採取されたもの

- 国内の複数箇所が発生が確認されているため、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥の監視を強化中。
- 野鳥糞便及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。北海道及び香川県が野鳥監視重点区域内における緊急調査等を実施しているが、これまでのところ、野鳥での異常は確認されていない。